

○南伊豆地域清掃施設組合公印規則

南伊豆地域清掃施設組合規則第5号

令和5年4月1日

改正 令和5年6月22日 規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、南伊豆地域清掃施設組合の公印の規格、保管等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「公印」とは、職員が公務上作成した文書に使用する印章で、その印影により当該文書が真正なものであることを認証するものをいう。

(公印の保管の原則)

第3条 公印の保管は、厳正かつ確実に行われなければならない。

(公印の種別等)

第4条 公印の種類、寸法、用途は、別表の種類欄、寸法の欄及び用途の欄に掲げるとおりとする。

(公印管守者)

第5条 公印を厳正に管理するため、公印管守者を置く。

2 公印管守者は、公印の種類ごとに別表の公印管守者の欄に掲げるとおりとする。

(公印の保管)

第6条 公印は、公印箱に保管し、執務時間外にあっては、金庫等に保管しておかなければならない。

2 公印は、公印管守者の承認を受けた場合のほか、保管場所以外に持ち出してはならない。

(公印の調製等)

第7条 公印の調製、改刻又は廃止は、当該公印管守者が管理者の決裁を受けて行う。

2 公印は、公印台帳（様式第1号）に登録した後でなければ使用してはならない。

(公印の告示)

第8条 公印を調整し、若しくは改刻するとき、又は廃止するときは、その種類、印影、用途及び使用の開始又は廃止の期日を告示するものとする。

(公印の使用)

第9条 公印を使用するときは、決裁済の文書を公印管守者に提示して承認を得るとともに、件名その他必要な事項を公印使用簿（様式第2号）に記入しなければならない。

(事前押印及び印影の刷込み)

第10条 一定の字句又は内容の定まった文書を一時に多量に作成する場合その他特に必要がある場合には、必要とする公印の管守者に協議することにより、当該文書に事前に公印を押印し、又は公印の押印に代えてその印影を当該文書に刷り込むことができる。

2 前項の規定により印影を刷り込む場合において、印刷物の大きさその他の理由により、別表に定める公印の寸法により難いときは、これを拡大し、又は縮小することができる。

3 第1項の規定により公印を事前に押印し、又は公印の印影を刷り込んだ文書は、当該文書の主管管理者が嚴重に保管し受払いを明らかにしておかなければならない。

(電子計算機等による押印)

第11条 電子計算機を利用して文書を作成する場合において、必要とする公印の管守者が特に必要があると認めるときは、公印の押印は、電子データ記憶装置に記録した公印の印影を打ち出すことにより、又は当該電子計算機と連動する印刷機器に部品として組み込まれた模造公印の印影により押印に代えることができる。

2 前項の規定において、当該文書の主管管理者は、公印の偽造その他不正な使用を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(事故の届出)

第12条 公印管守者は、管理する公印に紛失、盗難等の事故があったときは、その旨を直ちに管理者に報告し、必要な指示を受けなければならない。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、公印の保管、使用等について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年6月22日規則第25号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第4条、第5条関係）

第1 ひな形

南 伊 豆
地 域 清 掃
施 設 組 合
施 設 組 合

南 伊 豆
地 域 清 掃
施 設 組 合
管 理 者 印

南 伊 豆
地 域 清 掃
施 設 組 合
管 理 者 職
務 代 理 者

南 伊 豆
地 域 清 掃
施 設 組 合
会 計 管 理 者

南 伊 豆
地 域 清 掃
施 設 組 合
会 計 管 理 者
職 務 代 理 者

南伊豆地域
清掃施設組合
事務局長印

第2 寸法並びに管守者

種 類	寸 法	用 途	公印管守者
南伊豆地域清掃施設組 合印	2.1センチメート ル 角印	組合名をもって発 する文書	事務局長
南伊豆地域清掃施設組 合 管理者印	2.1センチメート ル 角印	管理者名をもって 発する文書	事務局長
南伊豆地域清掃施設組 合 管理者職務代理者印	2.1センチメート ル 角印	管理者職務代理者 名をもって発する 文書	事務局長
南伊豆地域清掃施設組 合 会計管理者印	2.1センチメート ル 角印	会計管理者名をも って発する文書	会計管理者
南伊豆地域清掃施設組 合 会計管理者職務代理者 印	2.1センチメート ル 角印	会計管理者職務代 理者名をもって発 する文書	事務局長
南伊豆地域清掃施設組 合 事務局長印	2.1センチメート ル 角印	事務局長名をもっ て発する文書	事務局長

様式第1号（第7条関係）

公印台帳

登録番号		登録年月日		印影
種類				
用途				
寸法				
書体		印材		
公印管守者		告示		
備考				

登録抹消	理由	使用停止日	告示

